#### 猪名川町長 岡 本 信 司 様

猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会 委員長 澤 野 幸 司

猪名川町就学前教育・保育のあり方に関する提言について

令和7年4月17日付、諮問第1号により諮問のありました標記の件につきまして、別添のとおり「猪名川町就学前教育・保育のあり方に関する提言書」を取りまとめ、ここに提出いたします。

なお、提言の要旨は下記のとおりです。

記

- 1 町立就学前教育・保育施設の今後のあり方 町立就学前教育・保育施設については、全ての町立幼稚園・保育園を統合し、幼保連 携型認定こども園1園に再編することが望ましい。
- 2 町立就学前教育・保育施設の役割
- (1) 質の高い教育・保育の実践を通じて町全体の指針と水準を示し、町における教育・保育のフラグシップとなるよう取り組まれたい。
- (2) これまで積み重ねてきた経験や取り組みを基に、町全体の特別支援教育における重要な役割を果たされたい。
- (3) 虐待や貧困など支援を要するこどもとその保護者を対象に、関係機関と連携し、セーフティネットの役割を担うとともに、誰もが利用しやすい子育て支援拠点として機能することが望ましい。
- 3 適正な集団規模
  - (1) 3歳児は約15人、4・5歳児は20~25人程度の同年齢集団が望ましい。
  - (2) 集団活動の広がりとこども一人ひとりへの配慮を両立させ、小学校教育への円滑な接続と教育の充実に、より一層取り組まれたい。

#### 4 その他

今後も就学前人口等の動向に注視するとともに、複雑多様化する住民ニーズに対して、迅速かつ適確に対応できるよう民間事業者と連携・協力のもと、町立就学前教育・保育施設のあり方を適時見直されたい。

猪名川町就学前教育・保育のあり方に関する提言書

令和7年10月

猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会

## 目次

1	はじめに 1
2	現状と課題2
(1	) 町の総人口推移2
(2	) 就学前人口予測3
(3	) 就学前教育・保育施設の配置状況、位置4
(4	) 町内就学前教育・保育施設の園児数6
3	町立就学前教育・保育施設の方向性8
(1	) 町立就学前教育・保育施設の役割8
(2	) 適正な集団規模8
(3	) 町立就学前教育・保育施設の今後のあり方9
4	教育・保育施策の基本的視点10
(1	) 教育・保育の質の向上10
(2	) 教育・保育の機会の保障10
(3	) 子育て支援拠点としての役割11
(4	) 私立園との連携・協働12
5	資料13
(1	) 猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会設置要綱13
(2	) 猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会委員名簿16
(3	) 諮問書17
(4	) 猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会開催状況18

#### 1 はじめに

就学前の教育・保育は、こどもたちが心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割を担っており、猪名川町でも町立幼稚園・保育園、私立の認定こども園で、自然環境を活かした遊びや生活を通して健やかな心身を育む教育・保育が実施されています。

しかしながら、少子化の進行やライフスタイルの変化等により、町立幼稚園での集団形成が難しくなり、保育に対するニーズが増加、多様化するなど、課題が顕在化しています。

こうした状況を受け、猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会(以下「本委員会」という)は、町長より諮問を受け、就学前教育・保育のあり方について幅広く検討を進め、このたび、協議の内容を提言としてまとめました。

今後、猪名川町においては、提言の内容を十分尊重したうえで、町長部局と町教育委員会との十分な連携のもと、町立就学前教育・保育施設(以下「町立施設」という)はもとより、私立園も含めた町全体でより魅力的な就学前教育・保育が展開されることを期待します。

最後になりましたが、本提言の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました 住民の皆様、保護者の皆様、並びに関係者の皆様に心より感謝申しあげます。

> 令和7年10月 猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会 委員長 澤 野 幸 司

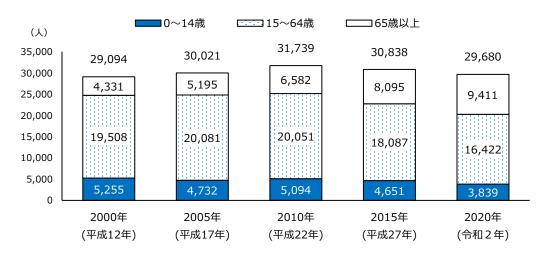
#### 2 現状と課題

#### (1) 町の総人口推移

国勢調査における町の総人口は、昭和55年から平成22年にかけてニュータウン開発により増加傾向にありましたが、平成22年以降は減少傾向となり、令和2年で29,680人となっています。

将来推計は、「猪名川町第六次総合計画後期基本計画」の目標人口で、令和11年に28,000人としていますが、令和7年10月現在の総人口は28,264人であり、予想以上に人口減少が進んでいる状況です。特に若年層(0~14歳)の減少と高齢層(65歳以上)の増加が顕著で、出生数の減少に伴い、就学前人口も年々減少しています。

このように、本町においても、人口減少とともに、少子高齢化が進行しており、就学前教育・保育をはじめとする行政機能の維持に大きな課題となることが懸念されます。



(図1)年齢3区分別人口の推移(猪名川町)

資料:総務省「国勢調査」

※総人口に年齢不詳人口を含みます。年齢不詳人口は2020年(令和2年)で8人と、各年ともに少数のため、表記していません。

資料:第六次猪名川町総合計画後期基本計画

#### (2) 就学前人口予測

町内における $0\sim5$ 歳の就学前人口は、近年減少傾向にあります。令和 2年時点は約1,100人でしたが、令和7年にはおよそ660人となる見通しで、5年間で40%減少しております。この傾向は、出生数の減少や若年世代の町外流出等を背景とするもので、今後も続くことが予想されます。

今後の出生数の減少傾向等を加味し、予測した数値によると令和10年には就学前人口はおおむね550人程度になると推計されます。令和2年と比べると約50%の減少が見込まれます。

また、0~2歳児の人口は令和7年時点で約260人ですが、令和10年には250人を下回ると予想されます。

今後ますます厳しさを増す就学前人口の減少に的確に対応するためには、持続可能で質の高い幼児教育・保育体制の再構築が不可欠です。限られた 資源を活用し、こどもの資質・能力の向上に効果的な教育・保育の提供や 保護者ニーズの的確な把握に基づく就学前教育・保育施設の運営が求められます。

#### 2,500 1,995 1,862 2,000 1,699 1,562 742 1,437 1,500 719 664 595 530 1,000 590 525 478 413 368 500 397 354 297 306 303 令和7年 令和8年 令和9年 令和10年 令和11年 (2025年) (2026年) (2027年) (2028年) (2029年) 2歳 🔆 3-5歳 🌽 6-8歳 🛅 9-11歳 0歳 1歳

(図2)児童人口の将来推計

資料:猪名川町こども計画

#### (3) 就学前教育・保育施設の配置状況、位置

町内の就学前教育・保育施設は、町立の幼稚園2園、保育園1園、私立の認定こども園3園4施設となっています。

令和7年度の各施設の利用定員、園児数については、下表のとおりで、 待機児童は発生していません。

また、私立園では、町内在住のこどもだけでなく、町外からも受入れを 行っています。

なお、町立幼稚園は、令和2年度までは4園ありましたが、令和3年3月につつじが丘幼稚園が、令和5年3月には松尾台幼稚園が閉園し、現在、猪名川幼稚園と六瀬幼稚園の2園体制となっています。

閉園に伴い、つつじが丘幼稚園区の園児は猪名川幼稚園に、松尾台幼稚園区の園児は六瀬幼稚園に、それぞれ通園しています。また、両園では、令和5年4月から3歳児を含めた3年保育を実施しています。

#### (表 1) 町内就学前教育・保育施設概要

(単位:人)

施設名	公・私	施設区分	利用	定員	園児数	所在地	
猪名川幼稚園	猪名川幼稚園			1号	90	47	若葉1-48-1
六瀬幼稚園		公立	幼稚園	1号	90	22	笹尾加門田6
猪名川保育園		公立	保育所	2・3号	90	83	若葉1-15-9
YMCA松尾台こども園		私立	幼保連携型 認定こども園	1号 2·3号	105 120	21 (85) 51 (134)	松尾台2-2-2
YMCAしろがねこども園	本園	私立	幼保連携型	1号 2号	60 100	31 (45) 64 (95)	白金3-23-2
YMCAしろがね保育園 分園		私工	認定こども園	3号	50	25 (33)	白金3-2-1
星児園七夕		私立	幼保連携型 認定こども園	1号 2·3号	9 93	3 (6) 52 (83)	伏見台1-1-70

(令和7年4月時点)

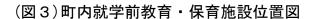
\*括弧内の数値は、町外在住のこどもを含む施設全体の園児数を示しています。

\*1号認定:保育を必要とせず、教育を希望する3歳以上のこども

2号認定:保育を必要とする3歳以上のこども

3号認定:保育を必要とする3歳未満のこども

また、町内の就学前教育・保育施設は、町北部に位置する六瀬幼稚園を除きすべて、町南部のいわゆるニュータウン内にあります。





#### (4) 町内就学前教育・保育施設の園児数

こちらは、町内就学前教育・保育施設について、令和7年4月時点の園児 数を各年齢別に示したものです。

町立保育園については、定員をほぼ満たしている状況で、町立幼稚園2園についてはいずれも定員を満たしていません(表2)。

(表2) 町立就学前教育・保育施設園児数

(単位:人)

	猪名川保育園		猪名川	幼稚園	六瀬幼稚園		
	定員	園児数	定員	園児数	定員	園児数	
0歳児	6	5	1-1	-	-	-	
1歳児	12	11	-	æ	-	-	
2歳児	15	15	7-1	:-:	-	-	
3歳児	18	11	25	10	25	2	
4歳児	19	21	30	20	30	6	
5歳児	20	20	35	17	35	14	
合計	90	83	90	47	90	22	

(令和7年4月時点)

町内私立園の入所状況は、定員を満たしていない施設が大半であり、町外 在住のこどもが園児数全体の半数以上を占める施設もあります。

また、3歳児から5歳児においては、1号認定に比べ、2号認定が多い状況です(表3)。

(表3) 町内私立認定こども園及び町外施設園児数

(単位:人)

	星児園七夕			松尾台 も園	YMCAしろがね 町外施設 こども園		認可外		
	1号	2・3号	1号	2・3号	1号	2・3号	1号	2・3号	等*
0歳児	-	1 (3)	-	1 (3)	-	3 (4)	0	0	0
1歳児	-	5 (7)	-	13 (20)	-	9 (11)	0	0	3
2歳児	-	9 (16)	-	9 (24)	-	13 (18)	0	5	2
3歳児	3 (4)	6 (15)	5 (23)	9 (25)	8 (11)	19 (30)	6	5	5
4歳児	0 (0)	17 (23)	11 (34)	12 (36)	12 (19)	23 (34)	22	8	3
5歳児	0 (2)	14 (19)	5 (28)	7 (26)	11 (15)	22 (31)	24	13	2
合計	3 (6)	52 (83)	21 (85)	51 (134)	31 (45)	89 (128)	52	31	15
定員	9	93	105	120	60	150	-	-	-

(令和7年4月時点)

\*認可外等:認可外保育施設(企業主導型保育事業を含む)および児童発達支援センターを利用するこどもの合計です。

#### 3 町立就学前教育・保育施設の方向性

本委員会は、令和7年4月17日付で町長より「町立幼稚園および保育園における就学前教育・保育のあり方」について諮問を受け、以後4回にわたり会議を開催しました。就学前児童に対する教育・保育の今後のあり方について、慎重に議論を重ねた結果、町立施設の方向性に関する意見を以下のとおり取りまとめました。

### (1) 町立就学前教育・保育施設の役割

町立施設の役割として、教育・保育の公平性を確保し、私立園との関係性を保ちながら、今後も質の高い教育・保育の提供に努め、町としての教育・保育の指針を発信されたい。

配慮が必要なこどもへの教育・保育は、町内すべての就学前施設で担う ものと考えますが、引き続き、町立施設において、特別支援教育を中心と した支援の充実に努められたい。

加えて、ライフスタイルの多様化に伴う保護者支援をはじめ、要保護児童やヤングケアラー等のこどもたち及びその家庭への支援を含め、様々なケースに対応できるよう、関係機関と連携し、セーフティネットの役割を担われたい。

このように、町立施設に求められる役割は、教育・保育の提供だけに留まらず、その機能は多岐にわたるため、本町の子育て支援拠点となるよう一層努められたい。

#### (2) 適正な集団規模

就学前の時期は、こどもたちが共に学び、社会性を育む大切な時期であることから、一定の規模を有する「適正な集団規模」について協議し、以下のとおりまとめました。

就学前教育は、遊びや生活を通して集団を形成し、多様な人間関係を学び、社会性やコミュニケーション能力を育みながら、生きる力や人格形成の基礎を培えるよう良好な教育・保育環境の整備と適確なサポートプログ

ラムの構築が望ましい。

幼児期の発達段階に応じた集団活動やグループ活動等の広がりや深まり をめざす教育的な側面から、基本的には、同年齢での活動が望ましい。

概ね3歳児は、基本的な生活習慣を身に付けることが優先されることから、15人程度の集団を形成し、こども一人ひとりに配慮した関わりやきめ細かな教育・保育を行うことが望ましい。

また、4・5歳児は友達関係が徐々に広がり、集団を形成して生活ができるようになっていく発達の過程を考慮し、20~25人程度が望ましい。 就学前にこども同士が多様な人間関係の中で、様々な体験や遊びの広がりを経験することにより、集団の規模が大きくなる小学校教育への円滑な接続が期待されます。

#### (3) 町立就学前教育・保育施設の今後のあり方

これらを踏まえ、今後も本町で特色ある多様な教育・保育が実施され、 保護者がこどもに合った教育・保育を選択できる環境を維持するために、 町立施設が担う役割は非常に大きいものがあります。

近年、就学前人口が減少傾向にある中で、町立施設の適正配置を考える上で、一定規模の集団を確保することは、教育・保育環境の質的向上に資する重要な要素です。

こうした状況を踏まえ、現行の町立幼稚園および保育園については、機能の集約を図り、幼稚園と保育園の両機能を備えた「町立幼保連携型認定 こども園」1園に再編することが望ましい。

また、認定こども園に再編する際には、その特性や機能を活用し、就学前教育・保育の更なる質の向上を図り、本町の子育て支援及び私立園との連携強化に努められ、こどもや保護者が安心して利用できる新たな子育で拠点となれるよう大いに期待しています。

加えて、本町の就学前教育・保育基盤が将来的に維持、確保できるよう、 今後の町立施設のあり方については、就学前人口の動向や住民ニーズ等に 注視し、適時、必要な見直しを講じられたい。

#### 4 教育・保育施策の基本的視点

本町のこどもたちが魅力的な教育・保育を受け、健やかに成長できるよう、 町立施設に求められる教育・保育施策の基本的視点について協議を行い、以 下のとおり整理しました。

#### (1) 教育・保育の質の向上

本町の就学前教育・保育において、「豊かな自然環境を活かした教育の 実践」、「こどもの主体性や多様性を尊重し、発達段階に応じた丁寧な保育」は保護者からも高い評価を受けており、引き続き、取り組まれたい。

再編後の町立施設では、より質の高い教育・保育の提供が求められることから、幼稚園教諭と保育士が一体となって環境整備を行うとともに、こども達の健やかな育ちと発達への導きを期待します。

就学前教育・保育と学校教育との相互理解を深めることは、円滑な小学校生活の開始に向けて重要です。特に、義務教育開始前後の「架け橋期」(5歳児から小学1年生までの2年間)における接続と教育の充実に、より一層取り組まれたい。

今後も、私立園を含む町内すべての就学前施設を利用するこどもが、円滑に小学校へ就学できるよう、町立施設を中心とした縦と横の接続・連携の強化に取り組むことが重要です。

#### (2) 教育・保育の機会の保障

特別な支援が必要なこどもに対しては、一人ひとりの発達過程や障がいの状態に応じた適切な配慮のもと支援を行い、障がいの有無に関わらず、すべてのこどもが日常生活を通じて共に成長できる環境づくりに努められたい。

虐待、貧困、ヤングケアラー等、支援を要するこどもとその家庭への対応にあたっては、受け入れ体制の整備と支援体制の構築が重要であり、猪名川町こども家庭センター、保健センター、要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携により、丁寧で切れ目のない支援の実現に努められたい。

なお、町立施設におけるこれらの支援については、財政面の課題にも十分配慮しつつ、着実に取り組まれたい。

一方で、希望する私立園に通える環境を整備することも、保護者の多様 な選択肢を確保する上で重要であり、この点についても配慮願いたい。

また、公共交通の状況や町の地形的特性を踏まえ、こどもの送迎サービスの必要性については、すべてのこどもが安心して教育・保育を受けられる環境づくりの観点から、慎重かつ丁寧に判断されたい。

#### (3) 子育て支援拠点としての役割

町立施設では、育児相談や子育てに関する情報の提供、園庭開放等地域の子育て支援に努めてこられました。今後も子育て支援拠点としての役割を担い、本町の子育て支援を推進することが求められます。

認定こども園には、すべての子育て世帯を対象とした子育て支援事業の 実施が法的に義務付けられており、着実な事業推進とその充実を図る必要 があります。

町内の教育・保育施設において広く実施されている子育て支援事業については、町立施設の再編後も町全体でより実効性の高い事業となるよう検討を進められたい。

特に町立幼稚園における預かり保育のニーズは高く、こどもの育ちや学びのほか、子育てに不安を抱える保護者支援等、多様な利用者ニーズに寄り添った町立施設ならではの取り組みです。財政面への配慮を踏まえつつ、長期休暇中の園での受け入れを含めた事業の拡充について、積極的な検討が望まれます。

加えて、こども、保護者をはじめ地域住民との交流の場となる誰もが利用しやすい施設として、その機能を充実させることについても検討されたい。

私立園においても子育て支援事業のさらなる充実に努めるとともに、町立・私立の区別なく、町全体で支援体制を整備・推進することが求められます。多様な子育てニーズに対応するため、町立と私立がこれまで培ってきたノウハウを共有しながら、町全体での一体的な子育て支援を目指し、

建設的に進められたい。

#### (4) 私立園との連携・協働

私立園では、各園の教育・保育理念に基づいた特色ある活動が展開されており、保護者の園選択における重要な判断材料となっています。今後、多様化する子育てニーズに対応するためにも、民間の力を活かし、協働を推進されたい。

町立施設に求められる役割の中で、私立園が担うべき機能についても調査・研究を進め、今後の就学前教育・保育施策の検討に反映されたい。

以上より、町全体の就学前教育・保育環境の充実に向けて、町と民間が 連携・協力し、継続的にその質の向上に邁進されたい。

#### 5 資料

(1) 猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会設置要綱

令和7年2月25日

要綱第6号

(目的)

第1条 猪名川町の就学前教育・保育のあり方について、広く意見を聴取するため、猪名 川町就学前教育・保育あり方検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。 (所掌事務)

- 第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 猪名川町就学前教育・保育のあり方の検討に関すること。
  - (2) その他検討委員会が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 関係団体の代表
  - (3) 関係行政機関
  - (4) 住民
  - (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、1年とする。
- 2 委員が欠けた時は、必要に応じて委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 検討委員会には委員長及び副委員長各1人を置き委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により会議を非公開とすることができる。
- 5 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(作業部会の設置)

第7条 あり方検討に係る効率的な会議運営を図るため、作業部会を置き、個々の事項について調査・研究を行い、その経過及び結果を検討会へ報告することができる。

(傍聴人)

第8条 傍聴人とは、検討委員会の許可を得て会議を傍聴する者をいう。

(傍聴の申出等)

第9条 傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開催予定時刻までに、傍聴申出書(様式第1号)に所要事項を記入の上申し出なければならない。

(傍聴できない者)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - (1) 銃器、刃物、その他危険なものを所持している者
  - (2) 前号に掲げる者のほか傍聴に必要でない物品類を携帯している者
  - (3) 酒気を帯びていると認められる者
  - (4) 係員の指示に従わない者
  - (5) その他会議において傍聴させることが適当でないとする者 (傍聴人の守るべき事項)
- 第11条 傍聴人は、係員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしないこと。
  - (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
  - (3) はち巻をするなど、示威的な行為をしないこと。
  - (4) 飲食、喫煙その他不体裁な行為をしないこと。
  - (5) 会議室において写真撮影、録画又は録音等これらに類する行為をしないこと。ただ

- し、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (6) その他、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。 (傍聴者等の制限)
- 第12条 検討委員会は、会議室等の整理又は協議等のために必要があるときは、傍聴を しようとする者を制限することができる。
- 2 傍聴希望者が、前項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決めるものとする。

(退場命令等)

- 第13条 検討委員会は、傍聴人が、この要綱に違反したとき若しくは周囲の状況により 違反するおそれがあるときは、傍聴人に対し注意を促し、なお改めず会議の命令等又は 係員の指示に従わなかったときは、退場を命じることができる。
- 2 傍聴人は、退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。
- 3 第1項の規定により退場を命じられた者は、当日再び傍聴することができない。 (庶務)
- 第14条 検討委員会の庶務は、生活部こども課及び教育委員会教育振興課において処理 する。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長 が会議に諮り決定する。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

## (2) 猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会委員名簿

役職	氏名	所属
委員長	澤野 幸司	兵庫教育大学 教授
副委員長	吉田 武大	関西国際大学 准教授
委員	清水 佐季	町立幼稚園 保護者代表
委員	岡本 成加	町立保育園 保護者代表
委員	山地 弘伸	民間認定こども園 園長
委員	岩木 秀諭	町立小学校 校長
委員	宇高 敦子	町立幼稚園 園長
委員	森中 乃理子	町立保育園 園長
委員	藏面 奈々	公募
委員	畠 典子	公募
委員	小山 泰司	教育部長

#### (3) 諮問書

# (写)

諮問第 1 号 令和7年4月17日

猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会委員長 様

猪名川町長 岡 本 信

#### 諮問書

本町では、令和7年3月に策定した「猪名川町こども計画」のなかで、幼児教育・保育に おいて、こども一人ひとりの発達・個性に合わせた集団生活における主体的な遊び・学びを 通した人間形成と、社会で生きるための基礎の育成に努め、幼児期の教育・保育の充実を図 ることとしています。

しかしながら、加速する少子化による就園児童の減少は著しく、近隣自治体では、こうした課題に対応するために、未就園児童の保育や相談支援の充実を図る等のサービスの多機 能化や、幼稚園や保育所といった従来の枠組みにとらわれない、幼保連携型認定こども園等 へ施設の再編を進める等、様々な対策を講じています。

本町におきましても、将来的な就学前教育・保育の需要を勘案し、質の高く効果的な教育・ 保育を維持するため、そのあり方を検討する必要があります。

つきましては、町立幼稚園及び保育園における就学前教育・保育のあり方に関する下記事項を諮問いたします。

記

- ・町立就学前教育・保育施設の存在意義と果たすべき役割について
- ・就学前児童の健やかな成長を目的とし、かつ魅力ある教育・保育の場の創出について

## (4) 猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会開催状況

	開催日	主な協議事項
第1回	令和7年4月17日(木)	1 本委員会設置の趣旨等の説明
		2 委員長・副委員長選任
		3 諮問
		4 町人口及び町内就学前教育・保
		育施設の現状等について
		5 認定こども園について
		6 就学前教育・保育のあり方につ
		いて
第2回	令和7年6月26日(木)	1 住民及び保護者向け意見交換
		会の結果等報告
		2 就学前教育・保育に必要な機能
		について
		3 適正な集団規模について
		4 今後の児童数の予測について
第3回	令和7年7月29日(火)	1 第2回検討委員会まとめ
		2 就学前教育・保育に必要な機能
		について
		3 提言書(案)の構成について
第4回	令和7年9月2日(火)	1 提言書(案)について